

平成28年8月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成28年8月10日 午後2時45分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 平成28年8月10日 午後4時20分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
松崎 富幸	渡 秀幸	青柳 茂	水上 哲実
松崎 富雄	原 月江	吉住三千代	

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	横田 浩一
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
係	小嶋 勉
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定および農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)の作成について

第4号議案 古賀市農業振興地域整備計画の変更についての取下げについて

午後2時45分開会

○会長

こんにちは。大変酷暑の中、暑い中集まってもらいまして、現地視察も

○係 ただいまの■会長の御質問にお答えさせていただきます。

今回の申請人であります■さんと所有者の■さんの関係でございますが、■さんの娘婿に当たられるということで伺っております。

以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。

何か、ないですか。事務局、ここ、かなり山の中と思うんだけど、その作付って、何を作付されるんですか。はい、事務局。

○係 ただいまの■会長の御質問にお答えいたします。

今回、こちらの申請地につきましては、現在、竹林となつておりまして、今回の申請人の■さんが新宮町にてタケノコを生産販売されていらっしゃることから、現在荒廃しておりますが、竹を若干伐採はされるということで聞いておりまして、そして、タケノコをそのまま、作付、販売されていきたいとのことでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかに何かないですか。はい、どうぞ、■委員。

○委員 6番 筵内の農業委員ですが、これ集落排水施設のすぐ上になるんか。

○会長 事務局。

○係 ただいまの■委員の御質問にお答えいたします。

今回の申請地は、■委員おっしゃいましたとおり、集落排水施設のすぐ隣接地となっております。

説明は以上でございます。

○会長 ようございます。

○委員 6番 じゃあ、乗り入れというのは、車とか、全然入ることのできん山の中に入っとんやな。小野小学校の下、車とか全然入ってこんとかいろいろ問題なっちゃう。

○会長 事務局。

○係 ただいまの■委員の御質問にお答えいたします。

今回乗り入れにつきましては、■委員おっしゃいますとおり、乗り入れ口がない状態でしたので、現在、薬王寺の奥のほうに、もう里道がないような状態になっておりますので、入り口等について問い合わせを行っております、今回の申請人の■さんは、今回こちらに入るに当たっては、車を下に、できるだけ近くにとめたいということでございましたけれども、先ほど申し上げましたように、現在、里道自体がもう荒廃している状態でございますので、ぎりぎりのところまでとめさせていただきまして、あとはもう登って、自分でかごを担いで登られると

いうことで聞いております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。■■■■委員さん、それでよろしいですか。はい、ほかに何かないですか。

この案件に関しては、贈与ということでございますので、特別問題ないと思いますが、この案件に対して、賛成されます方は挙手でお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手18/18名〕

○会長 ありがとうございます。

○会長 続きまして、第2号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号13、事務局お願いいたします。

○係長 第2号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について。

申請人等の朗読につきましてですが、今回の申請では、農地面積が2ヘクタールを超えており、筆数が20筆、所有者が15名と多いため、申請内容の朗読につきましては、所有者ごとにまとめてさせていただいてよろしいでしょうか。

○会長 はい、結構です。

○係長 〔議案朗読〕

○係長 それでは、第2号議案農地法5条の許可申請、番号13について、説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条で申請地を賃貸借によって、貸し中古車オークション会場に転用するという内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明をさせていただきます。

今回の申請地につきましては、計画総面積が2万2,830.55平米、うち農地が2万517平米含まれる内容でありまして、総工事費は、約9億7,000万円となっております。

位置図の説明をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。

申請地は、現地でも御確認いただきましたとおり、古賀グリーンパーク西側の青柳町にあります地図上の斜線部であります。斜線部が今回の転用面積に当たります農地であり、2万517平米。黒塗りの箇所につきましては、田地目及び里道、水路に当たりまして、合計面積が2,313.55平米。全体の計画総面積は合計の2万2,830.55平米となります。

次に、農地区分の説明をいたします。

地図でござんいただきますと、今回の申請地につきましては、北側は約3ヘクタールの農地の

広がりがございますが、西側は河川による分断。北側と東側は集落及び原野があり、他地目による分断。南側は市道京田馬渡線を挟んで約2.5ヘクタールの農地の広がりがございますが、西側は河川による分断。東側及南側は雑種地及び宅地があり他地目による分断。西側は河川による分断。東側はグリーンパークがあり、他地目による分断となっており、農地の広がり、北側及び南側で合計約5.5ヘクタールとなり、事務局では2種農地に該当すると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。7ページをお願いいたします。

別にお配りしております資料1、こちらのほうになりますが、こちらに平面図と横断図のカラー刷りの拡大図をつけておりますので、こちらをごらんください。

今回の計画は、貸し中古車オークション会場についての計画が示されております。計画内容につきましては、オークション棟、撮影棟、受付棟の建築及び大型車、小型車の展示スペースとなっております。周囲が緑色に色づけされておりますのり面部分は緑地帯でありまして、面積は1,210平米となっております。

次に、雨水、雑排水関係について説明をさせていただきます。

雨水につきましては、計画図の水色の部分が側溝となっております。

事業計画地内の雨水処理につきましては、オークション棟からは300の側溝を設置し、その他の敷地内には排水勾配を設け、東側から西側にかけて設置いたします2本の側溝に集水し、西側の河川に放流する計画となっております。

次に、雑排水につきましては、オークション棟の西側に合併処理浄化槽を設け、暗渠を通じて、西側の河川へ放流いたします。

切土、盛土につきましては、2枚目8ページから3枚目の9ページに示しておりますが、黄色で塗ってあります箇所が切土、緑の部分が盛土になります。

こちらは、計画高に合わせて、切土及び盛土を行う計画となっております、切土は最大で2.3メートル、盛土は最大2.2メートル行い予定となっております。

その他の被害防除計画につきましては、切土箇所に土留ブロック積み擁壁、法面の保護には種子吹きつけによる貼芝の措置がとられております。

最後に、地元水利承諾書につきまして、御説明をさせていただきます。

今回の申請地は、青柳区と町川原区にかかりますことから、平成28年6月21日づけ青柳区から、平成28年6月23日づけ町川原区から、それぞれ承諾書の提出がっております。今回、青柳区につきましては、条件付承諾となっており、内容は道路上で車両の積み込みをしないととなっております。町川原区につきましては、無条件承諾となっております。あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

説明は以上になります。御審議よろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたので、まず地元の青柳の[]委員さん、御説明お願いいたします。

○委員 12番 ... ただいま事務局より説明がありましたが、平成28年6月21日に、現地での説明会とそれから地元開発委員会を開き、その場では、先ほど話がありましたように、前の公道等に車をとめて、車両の積みおろしとか、そういうのがあると、非常に公道での車の滞留とか、危険があるということで、その件につきましては、条件をつけております。その他につきましては、特に問題がなかったので、地元農業委員としても、地元としましても、署名捺印しております。よろしく御審議お願いいたします。

○会長 ありがとうございます。
続きまして、町川原の[]委員さん、お願いいたします。

○委員 11番 町川原の[]です。
ただいま事務局より説明がありましたけども、町川原といたしましては、平成28年6月23日に、地元開発委員会を開きまして、いろいろ検討いたしました結果、町川原といたしましては、特に問題はないと判断いたしましたので、署名捺印いたしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。
ただいま青柳、町川原の両委員さんの説明終わりましたけど、何か御質問ありましたら、[]委員、どうぞ。

○委員 4番 1点だけお伺いしたいんですが、文化財の出土範囲ということで書いてありますが、これはもう調査が終わった後ですか。

○会長 事務局。

○係長 ただいまの[]委員の御質問に対して、回答させていただきます。
こちらの埋蔵文化財の関係につきましては、予備調査が終了しております。その結果、文化財があったということは、文化課のほうで確認をしております。その文化財につきましては、保護する措置をとるところで、指導するというふう聞いております。

以上です。

○会長 []委員さん、ようございますか。

○委員 4番 はい。

○会長 ほかに何かないですか。

ちょっといいですか。車のオークション会場、車を並べるんですけど、この中、図面見ると、油水分離槽はないんですか。ただ、車幾ら置くたって、整備がしないっていうたって、かな

りの車が入ってくると、何らかの故障車両、ないし、もしくはいろんな車が来るんじゃないかなろうかと思って心配するんですが、その水は、今度は下の今在家へ行く、町川原、青柳のほうに入っていく水になりますので、その辺の考えは事務局あるんですか。はい、事務局。

○係長 ただいまの■会長の御質問につきまして、回答させていただきます。

油水分離槽の設置につきましては、平面図の中央部分、別棟、撮影所棟の西側に設けられております。基本的には、オークション会場に出店される車両につきましては、最初に、この撮影所棟に入庫されるということになっております。こちらで整備をきちんと実施いたしました後に、それぞれの展示スペースに運搬されるという、移動しますので、基本的には、この撮影所棟で全ての整備を実施するというに、整備をする必要がある車両につきましては、整備をするということになっております。

この油水分離槽につきましては、万が一のことを考えられまして設置をされておりますので、基本的には、油等の流出等はしないというふうに考えております。

以上です。

○会長 それで大丈夫ですか。はい、事務局。

○係長 基本的に、そのオークション会場に流れる車両の流れについては、今御説明させていただいたとおりなんですけども、そういう工程を踏むというところで確認をとっておりますので、基本的には、この撮影所棟以外で、そういった油漏れが流出するということは考えられないというふうに思っております。

また、この図面でもって、地元の承諾も、ちょっといただいているということもございますので、そちらのほうの確認もしておるところであります。

以上です。

○会長 はい、わかりました。

何か、ほかないですか。——何もないみたいだな。何もなければ、採決とってようございませうでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、第2号議案、番号13について、賛成されます方は挙手でお願いいたします。

【賛成者挙手18/18名】

○会長 ありがとうございます。

○会長 続きまして、第3号議案農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（案）の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成について、事務局説明お願いいたします。

○係 議案に入ります前に、今回第3号議案にて、■■■■■■■■■■さんの案件が

その次に、④の2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、機構から受け手へ貸し付けを行うこととなっております。こちらは、農用地利用配分計画とありますが、こちらを作成いたします。

次からが農業委員会のかかわりとなります。

農業委員の皆さんは、一番上の太い枠に書いておられますとおり、⑤、④について、農業委員会にて審議となっております。

④につきまして、出し手から機構へ、機構から受け手への貸し借りの権利移動について審議することとなっております。こちらの審議後は、事務処理を機構が行い、賃借権が設定されるという運びとなっております。

今回の第3号議案は、④、⑤について、審議、上程となっております。本日、こちらの第3号議案にて、機構への貸し付けの審議、機構からの貸し付けについて御意見をいただければと思います。

それでは、説明に入ります。

議案書の12ページをごらんください。左上に平成28年第4号と書いておられます。こちらは、出し手から機構へ貸し付けとなります。

それでは13ページ。整理番号34、貸し手、[REDACTED]、古賀市米多比在住。借り手、[REDACTED]理事長、[REDACTED]。こちらは、福岡県の農地中間管理機構として指定された団体でございます。福岡市に事務所がございます。利用権設定する土地は、米多比の宇平柳の田んぼ1筆、2,325平米です。平成28年11月1日から平成33年10月31日まで、5カ年の貸し借りとなっております。利用権設定を受ける方の農業経営の状況についてですが、機構は農業を行う団体ではなく、農地中間管理事業によって、農地を借り受けて、貸し付ける団体でございますので、中段に記載しておりますように、中間管理事業による農地中間管理権の取得と記載しております。

以下、整理番号35から39につきまして、借り手が同じであることから、推進機構と省略し、農業経営の状況についても説明は割愛させていただきます。

続きまして、整理番号35、貸し手、[REDACTED]、古賀市谷山在住。借り手、推進機構。利用権設定をする土地は、谷山の一時利用地、小野南部区画整理地の田んぼ2筆、合計3,168平米です。

続きまして、整理番号36、貸し手、[REDACTED]、東京都在住。借り手、推進機構。利用権設定をする土地は、谷山の字節原の田んぼ1筆、字大塚の田んぼ1筆、合計2,723平米です。

続きまして、整理番号37、貸し手、[REDACTED]、古賀市谷山在住。借り手、推進機構。利用権設定をする土地は、谷山の字節原の田んぼ1筆、684平米です。

続きまして、整理番号38、貸し手、[REDACTED]、古賀市薦野在住。借り手、推進機構。利用権設定をする土地は、薦野の字下原の田んぼ1筆、2,073平米です。

続きまして、整理番号39、貸し手、[REDACTED]、古賀市小山田在住。借り手、推進機構。利用権設定をする土地は、小山の字井堀の田んぼ4筆、字瀬戸の田んぼ1筆、合計6,736平米です。

それでは、[REDACTED]推進機構が議案書の13ページから18ページにおいて借り受けた農地がその後どなたに貸し付けられるかについてです。

19ページをごらんください。

左上に平成28年度1号と書いております。こちらは、[REDACTED]推進機構により借り手への貸し付けとなります。こちらに記載されてありますとおり、12ページとは別の法律で、機構から受け手へ農地を貸し付けることとなります。

それでは、20ページをごらんください。

整理番号1、貸し手、[REDACTED]理事長、[REDACTED]。借り手、[REDACTED]、代表理事、[REDACTED]。利用権設定をする土地は、米多比の字平柳の田んぼ1筆、谷山の一時利用地、小野南部区画整理地の田んぼ2筆、字節原の田んぼ2筆、字大塚の田んぼ1筆、合計8,900平米です。平成28年11月1日から平成33年10月31日まで、5年間の貸し借りとなっております。利用権設定を受ける[REDACTED]さん、借り受け面積及び農地面積5万8,400平米。主たる経営作物は麦。右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

以下、整理番号2から3につきまして、貸し手が同じでありますことから、推進機構と省略させていただきます。

続きまして、整理番号2、貸し手、推進機構、借り手、[REDACTED]、古賀市駅東在住。利用権設定をする土地は、小山田の字井堀の田んぼ4筆、字瀬戸の田んぼ1筆、合計6,736平米です。平成28年11月1日から平成34年10月31日まで、6年間の貸し借りとなっております。利用権設定を受ける[REDACTED]さん、年齢59歳。農業従事日数250日、借り受け面積1万5,797平米。農地面積3万3,034平米。主たる経営作物は水稻、イチゴ。右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、整理番号3、貸し手、推進機構、借り手、[REDACTED]、古賀市谷山在住。利用権設定をする土地は、薦野の字下原の田んぼ1筆、2,073平米です。平成28年11月1日から平成31年10月31日まで、3年間の貸し借りとなっております。利用権設定を受ける[REDACTED]さん、年齢62歳。農業従事日数300日、借り受け面積1万3,029平米、農地面積2万6,769平米。主たる経営作物は水稻、麦。右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

ではございますが、基本的に、この中間管理事業については、公募期間含めて市のホームページ等で周知はしておりますが、なかなか隅々まで周知が十分行き届いていない部分も現状としてはあるかと思えます。基本的に農区長会等でも周知はしておるところではございますが、今後はそういう周知の方法も含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副会長 …… ■■■委員、それでいいでしょうか。

○委員 15番 …… 今後ともよろしく願いしときます。

○副会長 …… ほかに御質問ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長 …… ないようでしたら、採決させてもらっていいでしょうか。——それは、第3号議案農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成について、賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/17名〕

○副会長 …… 賛成多数ということで可決いたしました。ありがとうございました。

〔■■■会長 着席〕

○会長 …… それでは、ちょっと15分間休憩します。

午後3時35分休憩

午後4時10分再開

○会長 …… では、再開します。

○会長 …… 第4号議案古賀市農業振興地域整備計画の変更についての取り下げについて、1、計画変更の内容、用途区分、整理番号3について、事務局説明をお願いいたします。

○係 …… 〔議案朗読〕

○係 …… それでは、整理番号3について、説明いたします。

議案書の23ページをごらんください。

この案件につきましては、4月期農業委員会で再上程させていただいております。小竹縫ヶ浦の農業用倉庫建築の案件の取り下げになります。この農業用倉庫の案件については、再三の審議となり御迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひします。

今回の取り下げの経緯について説明いたします。

当初、農業用倉庫の建築で、農振の用途区分の変更で審議していただいておりますが、4月

期農業委員会で、計画面積の変更ということで再度上程させていただき、審議していただきました。この農業用倉庫の建築に当たり7月に県と協議をしておりますが、施設の規模について詳細な検討が必要であり、今後協議に時間がかかるため、今年度中の事業の完了は難しいとの見解に至っております。このことから申出人と協議を行いましたところ、申出人から、再三の計画変更により関係機関に御迷惑をおかけしていることから自費で農業用倉庫を建築するとの話もありましたが、再度福岡県より連絡があり、この案件については平成29年度継続で協議を行っていきたいとの話がありましたことから、施設の規模等について、今後県と協議を重ね、次年度建築に向けて進めていくこととなりました。

この件に関し、農業委員会の皆様におかれましては、多大なる御迷惑をおかけしており、本当に申しわけありません。

説明は以上です。第4号議案の取り下げについて御審議よろしくをお願いします。

○会長 ありがとうございます。

もう、これに対する計画図は要らんとしますので、4号議案について、取り下げについて、何か御質問がありましたら。

その前に、地元の農業委員さん、■■■■委員さん、ちょっと一言お願いいたします。

○委員 10番 皆様には本当にたび重なる審議をいただきまして、このように大変迷惑をかけて、本当に申しわけございませんでした。

地元といたしましては、この取り下げについての水利委員会というのは開きませんが、この申請人に対して、地元ではかなり期待をしております。というのは、真摯に農業に取り組み、一所懸命に柑橘の栽培に頑張っております。地元の数少ない若い農業人として、地元のリーダー、または、古賀市のリーダーになっていただきたいという地元の気持ちもございますので、皆様方の寛大なる御理解をいただきまして、こういう若い人を育てるという意味で御理解していただけたらと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明終わりましたけど、何か御質問ありましたら。■■■■委員、どうぞ。

○副会長 この件については、もう、次の話の段階は進んでるんですか。

○会長 事務局。

○事務局長 以後、県の農林事務所と農林振興係が協議し、それ以後、申請者の■■■■氏と協議をしております。秋ぐらいまでには詰めていきたいという方向で動いております。

○会長 ■■■■委員、ようございますか。

○副会長 我々も応援したいと思っておりますので、きちっと、今回、一発で決裁が出

るように頑張ってもらいたいと思います。（「ありがとうございます。感謝申し上げます」と呼ぶ者あり）

○会長 ほかにはないですか。

この案件に関してはいろいろありましたけど、古賀市の農業の発展、また若い人のために、今後、農業委員会としても見守っていかないとはいけませんので、ここで賛成かの採決をとりたいと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 では、4号議案に対して、整理番号3に対して、賛成されます方、挙手でお願いします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

ただ、今後、これ、ないようにお願いいたします。

午後4時20分閉会
